

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年5月21日(2020.5.21)

【公開番号】特開2018-114262(P2018-114262A)

【公開日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-028

【出願番号】特願2017-95148(P2017-95148)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/0402 (2006.01)

A 6 1 B 5/0488 (2006.01)

A 6 1 B 5/0408 (2006.01)

A 6 1 B 5/0478 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/04 3 1 0 M

A 6 1 B 5/04 3 3 0

A 6 1 B 5/04 3 0 0 M

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月6日(2020.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

心筋活動を示す心電信号を少なくとも検出するためのシステムであって、前記システムは、

身体の筋活動を示す筋電信号を検出する検出手段と、

前記筋電信号から心電信号と、咀嚼活動を示す咀嚼信号または歩行活動を示す歩行信号とを少なくとも抽出する抽出手段と
を備える、システム。

【請求項2】

前記検出手段は、第1の筋電センサを含み、

前記第1の筋電センサは、一対の第1の測定電極を含み、

前記システムは、前記検出手段を使用者に装着する装着手手段をさらに備え、

前記装着手手段は、前記検出手段が前記使用者に装着されたときに、前記一対の第1の測定電極のうちの一方が前記使用者の特定の第1の部分に接触し、かつ、前記一対の第1の測定電極のうちの他方が前記使用者の特定の第2の部分に接触し、かつ、前記一対の第1の測定電極が、接触する部分に存在する同一の筋繊維上に配置されないように構成されている、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記装着手手段は、前記検出手段が前記使用者に装着されたときに、前記一対の第1の測定電極が前記使用者の正中面に対して非対称に配置されるように構成されている、請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記抽出手段は、前記心電信号と前記咀嚼信号とを抽出し、

前記使用者の特定の第1の部分および前記使用者の特定の第2の部分は、前記使用者の首の後部にある皮膚の部分である、請求項2または3に記載のシステム。

【請求項 5】

前記抽出手段は、前記心電信号と前記咀嚼信号とを抽出し、

前記使用者の特定の第1の部分は、前記使用者の首の後部にある皮膚の部分であり、前記使用者の特定の第2の部分は、前記使用者の鎖骨上にある皮膚の部分である、請求項2または3に記載のシステム。

【請求項 6】

前記検出手段は、第2の筋電センサをさらに含み、

前記第2の筋電センサは、一对の第2の測定電極を含み、

前記装着手段は、前記検出手段が前記使用者に装着されたときに、前記一对の第2の測定電極のうちの一方が前記使用者の特定の第3の部分に接触し、かつ、前記一对の第2の測定電極のうちの他方が前記使用者の特定の第4の部分に接触し、かつ、前記一对の第2の測定電極が、接触する部分に存在する同一の筋繊維上に配置されないように構成されている、請求項2～5のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 7】

前記装着手段は、前記検出手段が前記使用者に装着されたときに、前記一对の第2の測定電極が前記使用者の正中面に対して非対称に配置されるように構成されている、請求項6に記載のシステム。

【請求項 8】

前記抽出手段は、前記心電信号と前記咀嚼信号とを抽出し、

前記使用者の特定の第3の部分および前記使用者の特定の第4の部分は、前記使用者の鎖骨上にある皮膚の部分である、請求項6または7に記載のシステム。

【請求項 9】

前記抽出手段は、前記心電信号と前記咀嚼信号とを抽出し、

前記使用者の特定の第3の部分は、前記使用者の首の後部にある皮膚の部分であり、前記使用者の特定の第4の部分は、前記使用者の鎖骨上にある皮膚の部分である、請求項6または7に記載のシステム。

【請求項 10】

前記抽出手段は、前記心電信号と前記歩行信号とを抽出し、

前記使用者の特定の第1の部分および前記使用者の特定の第2の部分は、前記使用者の腹部にある皮膚の部分である、請求項2または3に記載のシステム。

【請求項 11】

前記システムは、前記使用者に装着されることが可能であるように構成されたデバイスであり、

前記デバイスが前記検出手段と前記抽出手段とを含む、請求項1～10のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 12】

前記システムは、前記使用者に装着されることが可能であるように構成されたデバイスと、前記デバイスにネットワークを介して通信することが可能であるように構成されたサーバ装置とを含み、

前記デバイスが前記検出手段を含み、前記サーバ装置が前記抽出手段を含む、請求項1～10のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 13】

前記システムは、前記使用者に装着されることが可能であるように構成されたデバイスと、前記デバイスにネットワークを介して通信することが可能であるように構成されたユーザ装置とを含み、

前記デバイスが前記検出手段を含み、前記ユーザ装置が前記抽出手段を含む、請求項1～10のいずれか一項に記載のシステム。